



# 青森県病児保育事業 スタートアップ マニュアル

青森県健康福祉部



## はじめに

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から本格施行されました。

この新制度では、子ども・子育て家庭にもっとも身近な市町村が、地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズを適確に把握し、5年を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。県では、市町村の取組みを重層的に支えるため、平成27年3月に青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」（前期計画）を策定し、保護者の選択による満足度の高い保育の提供を推進していくこととしています。

近年、共働き家庭の増加などにより、病児保育事業の必要性はますます高まっています。のびのびあおもり子育てプランにおける今後の病児保育事業の利用ニーズは年間約2万7千人であるのに対し、現状では約9千人にとどまるなど、提供体制の確保が急務となっています。

また、地域によって病児保育の提供体制には偏りがあり、子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援していくためにも、全県的な病児保育の提供体制を整備していく必要があります。

本「青森県病児保育事業スタートアップマニュアル」では、病児保育事業の実施に当たっての疑問の解消や事務手続き等病児保育事業を新たに実施する際の基本的な事務手続きを解説したものとなっていますので、積極的な活用をお願いします。

最後に、本マニュアルの作成に御協力いただいた委員の方々をはじめ、関係者の皆様に感謝申し上げます。

平成28年3月

青森県健康福祉部長 一戸 和成

## 目 次

<基本方針>	1
<マニュアル作成に当たって>	2
<病児保育事業の実施類型について>	5
<病児保育事業の開設準備の手続きについて>	6
I 市町村における開設準備	7
1 実施計画の検討・策定	8
2 事業者の選定	9
3 地区医師会との連携及び調整	10
4 利用方法・手続きなどの決定	11
5 関係機関との調整	18
6 広報活動の実施	19
7 病児保育事業の実施上の留意点	19
<参考様式>	22
II 事業者における開設準備	31
1 事業計画の決定など	32
2 施設又は設備の整備	34
3 職員研修	36
4 医療機関との連携	37
5 事業の法的位置付けや届出等	39
6 その他	41
<各種様式>	43